

R5	税務署整理欄

特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例適用チェック表

このチェック表は、特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の特別控除の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書及び譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）とともに提出してください。

《特例の概要》

この特例は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内の土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、譲渡所得の金額の計算上1,000万円までの特別控除額を控除することができる特例です（措法35の2）。

		氏名		
チエック項目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)			該 当	非該当
1	譲渡した土地等（棚卸資産又はこれに準ずる資産を除きます。）は、国内にある土地等ですか。		は い	いいえ
2	譲渡した土地等は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得したものです。		は い	いいえ
3	譲渡した土地等は、相続、遺贈、贈与、交換、代物弁済及び所有権移転外リース取引により取得したものです。		いいえ	は い
4	譲渡した土地等は、配偶者、直系血族、生計を一にする親族、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、一定の同族会社等から取得したものです。		いいえ	は い
5	譲渡した土地等の全部又は一部（この特例の対象となる土地等の譲渡のうちいずれかの土地等の譲渡）について、次のいずれかの特例の適用を受けますか。 (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33） (2) 収用等の交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2） (3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3） (4) 特定の居住用財産の買換えの場合の特例（措法36の2） (5) 特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の5） (6) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37） (7) 特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の4） (8) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の8） (注) 同一年中にこの特例の適用対象となる土地等を2以上譲渡している場合で、いずれかの土地等について上記の特例の適用を受けるときは、この特例の適用はありません。		いいえ	は い

(裏面へ続きます⇒)

チ　ェ　ッ　ク　項　目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)		該　当	非該当
6	<p>譲渡した土地等について、次のいずれかの特例の適用を受けますか。</p> <p>(1) 固定資産の交換の場合の特例（所法58）</p> <p>(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の税率の軽減の特例（措法31の2）</p> <p>(3) 取用交換等の場合の5,000万円の特別控除の特例（措法33の4）</p> <p>(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（措法34）</p> <p>(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（措法34の2）</p> <p>(6) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（措法34の3）</p> <p>(7) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例（措法35①）</p> <p>(8) 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例（措法35③）</p> <p>(9) 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円の特別控除の特例（措法35の3）</p> <p>(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）</p> <p>(11) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法37の6①一、二）</p>	いいえ	はい

(参考) 基礎控除や配偶者(特別)控除などの所得控除の適用に当たっての「合計所得金額」の判定は1,000万円までの特別控除前の金額で判定します。

【添付書類】

この特例の適用を受けるためには、次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

譲渡した土地等に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該土地等が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得されたものであることを明らかにする書類

(注) 「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類を添付することなどにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。